

東海北陸自動車道の早期四車線化の実現を求める意見書

去る7月27日、郡上市内を走る高速自動車道において発生した交通事故は、7名もの尊い人命が瞬時に奪われるという極めて悲惨なものであり、遺族となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表するものである。

この事故の状況に対し、暫定二車線における対面通行の危険性が多方面から指摘され、日常的にこの道路を利用している市民としても、当然の指摘と痛感しているところである。多発する高速道路上における死亡事故は、道路に対する安全性に大きな不安を呼び起こし、この道路による物流や交流人口の増大に将来への夢を託している沿線自治体としては、暫定二車線の状況が長引くことはまさに死活問題である。

幸い美濃～郡上八幡IC間の四車線化の工事が進められており、一定の安心感を与えているものであるが、事故発生場所はさらに北部方面に位置している状況を鑑みて、さらに未計画区間における四車線化の早期実現にむけて、国及び日本道路公団におかれては、施工計画を速やかに実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 8月23日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣 国土交通大臣 日本道路公団総裁